

令和7年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 上下水道部

上下水道総務課（水道担当）、上下水道営業課、水道管理課、浄水課

(2) 消防本部

総務課、予防課、警備課

(3) 教育部

中央公民館、浜手地区公民館、山手地区公民館、図書館

(4) 選挙管理委員会事務局

3 監査の実施時期

令和7年10月23日～令和8年3月11日

4 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 上下水道部

① 上下水道総務課（水道担当）

経営企画事務、財政・経理関係事務、人事管理事務、事務啓発事務及び指定給水装置工事事業者の指定事務について主に実施。

ア. 財務会計（企業会計）業務委託は長期継続契約であるが、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項が無かった。

② 上下水道営業課

開閉栓事業、メーター検針事業、水道料金等収納事務及び大量汚水排除企業等に対する下水道使用料算定事務について主に実施。

指摘事項は、特になし。

③ 水道管理課

メーター検定満期取替事業、給水装置工事申込受付事務、維持管理業務、受託工事及び整備事業他について主に実施。

指摘事項は、特になし。

④ 浄水課

取水・浄水・送配水関係業務、施設・設備の更新、維持管理及び災害対策事業について主に実施

ア. 文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

(2) 消防本部

① 総務課

所管する事務事業全般、特殊勤務手当の支給状況について実施。

ア. 消防本部庁舎清掃管理委託及びトイレ衛生器具保守管理委託について、年度途中の契約総額の増減に伴い契約内容を変更しているが、本来、契約内容の変更にあたっては、変更前後の差異を確定させる『変

更契約』の手続きを経るべきであるところ、当初契約とほぼ同内容で金額と契約期間のみ修正した契約書を再作成していた。

② 予防課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 警備課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 教育部

① 中央公民館

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 浜手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 管理業務（ワックス清掃業務）契約について、契約日は令和7年1月6日であるが、起案・決裁日が同年1月7日となっていた。

③ 山手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 図書館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

(4) 選挙管理委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 外国人住民の急激な増加に伴い、文化習慣の違いや生活ルールの認識不足による近隣トラブルが顕在化している。こうした中、市内3か所の公民館でボランティアの協力を得て実施されている「日本語読み書き講座」は、単に読み書きを教える場ではなく、役所での手続きといった生活相談にも乗り、さらに地域住民との交流も生み出す大切な取り組みである。今後はこうした活動をボランティアの善意に依存するだけでなく、市がより主体性を持って推進していただきたい。

各部署においても、外国人住民に対する様々な施策を講じられていると思うが、対応が部局ごとに分断されていることで、窓口の分かりにくさや情報伝達の不備があるのではないか。また、地域住民に対しても多文化理解を働きかける必要があるものとする。今後、各部署が緊密に連携して取り組めるよう、新市長による強いリーダーシップの発揮を期待している。